

令和5年11月7日

発 言 者	発 言 要 旨
佐藤（文）委員	<p>鶴岡高等養護学校では、教員が実習先や就職先を開拓するなどの就職活動に向けた支援を行っており、卒業生の就職率がほぼ100%と聞いている。県内の特別支援学校の生徒の就労状況はどうか。</p>
特別支援教育課長	<p>令和4年度の実績について、特別支援学校の卒業生は176人おり、障がい者雇用枠を活用して一般企業に就労した生徒は59人、全体の33.5%である。そのうち知的障がいの卒業生は152人で就労数は53人である。高等養護学校の卒業生は35人で就労数は18人、そのうち知的障がい以外の障がいの卒業生は24人で就労数は6人である。傾向として、製造業における製造工程に従事するケースが多い。</p>
佐藤（文）委員	<p>特別支援学校の生徒の就労に係る課題は何か。また、課題に対する県の対応状況はどうか。</p>
特別支援教育課長	<p>課題としては、企業に雇用のノウハウがなく採用に至らない場合があること、企業側に生徒は単純な作業しかできないという認識があり、結果的に就労先が限られること、職場の環境や人間関係に馴染めず早期に離職するケースがあることが挙げられる。</p> <p>対応としては、令和4年度より県内4地区に就労支援コーディネーターを配置し、各校の進路指導主事との連携によって実習先や就労先の確保を進めている。就労支援コーディネーターは生徒個々の特性を踏まえて、企業訪問を行い、生徒の特性に応じた業務の切り出しを企業に提案するなど実習先の確保、就労先の確保に取り組んでいる。</p>
佐藤（文）委員	<p>企業の社長からは「就労するまではいいが、何か月か経過すると応用の効いた仕事についてこれなくなる」といった話も聞く。早期離職防止に向けては、他部局とも連携した取組みも必要と考えるがどうか。</p>
特別支援教育課長	<p>早期離職防止に向けた県の関係部局との繋がり構築に向けて、情報共有を進めるとともに、保護者、企業、学校等でしっかり打合せを行いながら、受入先の企業と生徒とのマッチングを図りたい。また、各地区の障害者就業・生活支援センターや福祉関係機関とも連携し、生徒が継続して仕事を続けられるように努めていきたい。</p>
佐藤（文）委員	<p>交通機動隊の全国白バイ安全運転競技大会の成績はどうか。</p>
交通指導課長 （兼）交通反則 通告センター所 長	<p>団体・個人競技の過去3年及び本年の成績は、令和2年は団体が35位、個人は102人中最高が79位、3年は団体が16位、個人は102人中最高が45位、4年は選手の体調不良により欠場、5年は団体が29位、個人は95人中最高が36位である。</p>
佐藤（文）委員	<p>全国白バイ安全運転競技大会に向けた訓練について、年間の訓練日数やその内容はどうか。また、年間の訓練のうち、交通機動隊隊舎南側の河川敷コースを使用した訓練はどのくらい行っているのか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
交通指導課長 (兼)交通反則 通告センター所 長	訓練日数は4月から大会までのうち約150日である。具体的な訓練内容は、バランス走行訓練、傾斜走行訓練、トライアル走行訓練、不整地走行訓練の4種となっている。この訓練を交通機動隊隊舎南側の河川敷コースでは約60日間実施している。
佐藤(文)委員	現地調査で訪問した際、河川敷コースでは、砂利や草木がとても目立って見えたが、管理の担当課はどこか。また、木々の伐採を含む整備や清掃の対応状況はどうか。
参事官(兼)交 通企画課長	河川敷コースについては、県の河川管理者から河川占用許可を受けて運転技能指導コースとして使用しており、占用区域の管理を交通企画課が担当している。整備については、年1回、業者に委託して除草業務を実施しており、コース上の砂利等は、隊員等が訓練の際に清掃している。樹木の伐採については、訓練に及ぼす影響等を考慮しながら県の河川管理者と協議している。
松井委員	不登校の原因で最も多いのが無気力、不安とのことだが、県はその要因をどのように捉えているか。
義務教育課長	学校での人間関係や家庭環境等の様々な理由が重なり合って無気力、不安の状況になることが多いと捉えている。また、欠席増加の要因として、コロナ禍に伴う感染への懸念や本人及び家族の体調不良等による出席停止等がきっかけとなったこと、学校や保護者が積極的に登校を促せなかったことが大きく影響していると考えている。
松井委員	不登校状態になった生徒に対し、県内でも様々な民間の支援が広がっており、学校の初期対応として、様々な支援機関に繋ぐ役割を担ってほしいが、現在の体制はどうか。
義務教育課長	不登校の相談があった場合、当該学年主任又は生徒指導担当に報告が上がることになる。その後、管理職も含めて全職員で共有し組織的に対応していく。専門的な指導や助言が必要であれば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに繋いだり、保護者の意向によっては教育支援センターやフリースクール等の民間施設に繋いだりすることが想定される。
松井委員	対応する主体は学校となるため、民間のフリースクール等との連携に踏み込めない学校もあると聞いている。学校とフリースクール、自治体の教育支援センター等の外部支援団体との連携についてはどのように考えているか。
義務教育課長	児童生徒が教育支援センターやフリースクール等の民間施設に通っていても、在籍は当該学校にあるので、学校としてその子どもにどのように関わっていくのかという視点は、絶対外してはいけないと考えている。学校と学校以外の施設等との連携は必要不可欠なものであり、しっかりとした連携体制が整っているならば、学校以外の施設等に通った場合でも出席扱いにするのは妥当と考えるが、一方で、学校との関わりが薄くなり、当該施設に任せきりの状況になるのは問題だと考えている。

発 言 者	発 言 要 旨
松井委員	各学校は少ない人数で多様な課題に直面しており、単独で不登校等の問題を解決するのは難しいため、今後は民間と連携しながら子どもを支えていくという認識が必要と考える。
松井委員	教育相談やいじめ・不登校の対応に関する、教員への研修状況はどうか。
義務教育課長	山形県教育センターにおいて教育相談に関する研修講座を設けており、学校の希望に応じて出前講座等を行っている。また、毎年、小中高特別支援学校の教員を対象にいじめ不登校防止連絡協議会を各地区で開催し、不登校児童生徒への対応等について研修を行っている。
松井委員	DV事案の認知件数及び検挙の状況はどうか。
人身安全少年課長（兼）少年サポートセンター所長	認知件数は、平成30年360件、令和元年361件、2年347件、3年323件、4年349件である。30年は刑法等による検挙が187件、保護命令違反による検挙が1件の合計188件、元年は、刑法等による検挙が185件、保護命令違反による検挙は1件の合計186件、2年は刑法等による検挙が180件、保護命令違反による検挙は1件の合計181件、3年は刑法等による検挙が176件、保護命令違反による検挙は2件の合計178件、4年は刑法等による検挙のみで199件である。
松井委員	最近のDV事案の性別や年齢、被害者と加害者との関係はどうか。
人身安全少年課長（兼）少年サポートセンター所長	令和4年度のDV事案の加害者の性別は、男性が282人で約81%、女性が67人で約19%である。加害者の主な年代は、30代が77人で約22%、40代が75人で約22%、20代が72人で約21%である。加害者と被害者との主な関係は、婚姻関係が275件で約79%、同居型交際が49件で約14%、内縁関係が12件で約3%である。
松井委員	夫婦間のDVだけでなく、その子どもへの虐待が発生した場合の対応はどうか。また、女性相談センター等の関係機関との連携はどうか。
人身安全少年課長（兼）少年サポートセンター所長	<p>緊急に保護する必要がある被害者に対しては以下のとおり対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護施設利用の窓口になっている女性相談センターに速やかに連絡。</li> <li>・避難中の被害者が住民票から転居先を知られないようにするため、住民基本台帳の閲覧制限に係る支援を希望する場合には、関係する市町村と連携して必要な手続きを実施。</li> <li>・被害者が裁判所に保護命令の申立てを行った際は、警察で取り扱ったDV事案の内容を裁判所に提供し、関係手続きが迅速に進むよう対応。</li> </ul> <p>また、DV事案において、児童等に影響がある場合には、必要に応じて児童相談所に心理的虐待等を事由に通告している。</p> <p>県警察では、女性相談センターや各総合支所に設置されている配偶者暴力相談支援センター、各市町村、裁判所等と連携して対応している。</p>
五十嵐委員	高齢ドライバーは社会問題にもなっているが、県内における高齢者が加害者となった事故の状況はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
参事官（兼）交通企画課長	65歳以上の高齢ドライバーが加害者（第1当事者）になった交通事故の令和2年から4年までの過去3年間の発生件数は、2,623件であり、うち死亡事故は30件である。年齢別では、65歳から69歳の発生件数が755件、うち死亡事故が8件、70歳から74歳が775件、うち死亡事故が8件、75歳から79歳が514件、うち死亡事故が4件、80歳から84歳が378件、うち死亡事故が5件、85歳以上が201件、うち死亡事故が5件である。年齢層が上がると、発生件数は減少傾向だが、死亡事故の減少幅は少ない。
五十嵐委員	高齢ドライバーによる重大な交通事故の特徴はどうか。
参事官（兼）交通企画課長	過去3年間の発生件数は、高齢ドライバーも65歳未満のドライバーも年々減少しているが、交通死亡事故は65歳未満のドライバーが減少しているのに対して、高齢ドライバーは横ばいである。特徴として、高齢ドライバーは、幹線道路ではなく、市町村道での事故発生割合が高く、昼間の発生割合が全体の約9割を占めている。また、車両単独の死亡事故が全体の3割を占めており、一時不停止違反の割合が高い。
五十嵐委員	本年の11月から運転免許の返納が自宅で可能になると報道があったが、その概要はどうか。
参事官（兼）交通企画課長	総合交通安全センターに電話連絡をしてもらい、免許返納の意思や自主返納できる者かどうか、交通手段がなく、代理人がいない等、警察署や交番等での手続きが困難であることを確認する。その後、日時を調整した上で、運転免許課の職員が自宅を訪問し自主返納の手続きを行う。
五十嵐委員	高齢者の場合、認知機能の衰え等から事故を起こすという例も多いので、様々な場面で自主返納の取組みを進めてほしい。
五十嵐委員	信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止の状況はどうか。
参事官（兼）交通企画課長	令和5年10月24日に日本自動車連盟から公表された、信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査によれば、停止率の全国平均は45.1%、本県は53.6%で、全国平均より8.5ポイント高い状況である。また、調査結果が公表された平成30年以降の推移として、全国平均は30年の8.6%以降、今年の45.1%まで毎年上昇している。本県では30年の7.6%以降、昨年の55.2%まで毎年上昇していたが、今年は前年よりも1.6ポイント低くなった。
五十嵐委員	横断歩行者妨害違反の取締状況及び違反者に対する罰則はどうか。
交通指導課長（兼）交通反則通告センター所長	取締状況については、令和元年が4,921件、2年が5,634件、3年が3,241件、4年が1,975件、5年10月末の速報値が1,242件であり、2年をピークに減少に転じている。 罰則については、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金となっており、反則金が普通車9千円で、違反点数は2点となる。
五十嵐委員	信号交差点において、右折車両が赤信号でも強引に右折してくる場面が

発 言 者	発 言 要 旨
	多く見受けられ、危険と感じる。危険な運転を防止するための基本的な取組みはどうか。
参事官（兼）交通企画課長	強引な右折は非常に危険な行為と認識している。信号無視の交通指導取締り、パトカーの赤色灯を点灯した街頭活動による事故防止、交通安全教育によるドライバーの意識の向上を基本的な対応として取り組んでいる。
吉村委員	小中学校における義務教育の課程を修了していない人も一部いる中、県で夜間中学を設置すべきと常任委員会で主張してきた。ニーズ調査を行っているが調査結果はどうか。
義務教育課長	<p>夜間中学は、様々な事情により、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人や不登校等により十分に教育を受けられないまま中学校を卒業した人、本国や日本で義務教育を修了していない外国籍の者等、様々な背景を持つ生徒の多様な学びを保障するものとなっている。県教育委員会は、令和3年度に県内4地区の若者を支援するNPO法人等が運営する施設等へ出向いて夜間中学に係る聞き取り調査を行った。その結果、その施設の利用者にとっては、就学よりも就業に繋がる支援のニーズが高く、夜間中学の必要性を感じている人はいなかった。また、4年度には、外国籍の者のニーズを調査するため、外国籍の者が所属している団体や企業等を通じて、夜間中学のニーズの有無等についても聞いたところ、働きながら夜に学ぶことは現実的に厳しいとの声があった。</p> <p>今後も引き続きニーズの把握等に努めていきたい。</p>
吉村委員	夜間中学の全国の設置状況はどうか。
義務教育課長	文部科学省の資料によると、令和5年10月時点で設置している自治体は17都府県、計44校のうち県立は3校、市区立が41校である。
吉村委員	学び直しの機会の提供及び外国人労働者の子どもへの教育のためにも夜間中学の整備が重要と考えるがどうか。
義務教育課長	他県の夜間中学の設置に関わった大学教授から夜間中学のニーズの把握のあり方等について意見を聴取したり、既に設置している自治体や設置が決まっている自治体からの情報収集を通じて考えていきたい。また、その情報等を市町村教育委員会とも共有し、連携しながら夜間中学の設置について研究を続けていきたい。
吉村委員	サイバー犯罪対策課の体制及び業務内容はどうか。
サイバー犯罪対策課長	<p>平成31年4月にサイバー犯罪対策課を新設し、本年7月からは、東北管区警察局山形県情報通信部情報技術解析課と勤務スペースを共有化し、山形県警察サイバーセンターと位置づけて業務を開始するなど、対処体制の強化を図っている。現在、サイバー犯罪対策課には、サイバー犯罪対策係、サイバー犯罪特捜係、解析係を設けているが、係ごとの人員数については捜査に支障を生じる恐れがあるため公表していない。</p> <p>業務内容としては、不正アクセス、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等のサイバー犯罪の捜査、インターネット上の違法薬物の売</p>

発 言 者	発 言 要 旨
吉村委員	<p>買、児童ポルノ等の犯罪端緒情報の発見・把握、証拠品として押収したパソコンや電磁的記録の解析等を行っている。また、被害防止対策に関しては、サイバーセキュリティに関する相談対応、サイバーパトロールによる違法・有害情報の削除、青少年や保護者、企業等に対する講話等、サイバー犯罪被害に遭わないための広報啓発等に取り組んでいる。</p> <p>国家資格を有するサイバー捜査官が2人いると聞いているが、これはどのような資格なのか。また、この捜査官の業務内容はどうか。</p>
サイバー犯罪対策課長	<p>サイバーセキュリティに関する唯一の国家資格である情報処理安全確保支援士は、年々増加しているサイバー攻撃に対して、セキュリティ対策を担う人材の育成と確保を目的として、平成29年に創設されたものであり、毎年2万人前後のIT関連企業や官公庁に勤務の者が受験し、合格率は2割程度である。この資格を有する本県の2人の警察官は、電磁的記録の解析のほか、事業者等からサイバーセキュリティに関する相談を受けた際の助言指導等を行っている。</p>
吉村委員	<p>県内におけるランサムウェアをはじめとしたサイバー犯罪の状況はどうか。</p>
サイバー犯罪対策課長	<p>ランサムウェアの感染被害の報告を受けた件数は、全国では令和3年は146件、4年は230件、5年は9月末で103件である。一方、県内では4年に1件の報告があった。サイバー犯罪の中で不正アクセスの検挙件数は、全国では平成30年は564件、元年は816件、2年は609件、3年は429件、4年は522件である。一方、県内では、30年は0件、元年は1件、2年が14件、3年が0件、4年が3件、5年9月末では15件である。</p>
吉村委員	<p>5年9月末の不正アクセスの検挙件数が15件と多くなっているが、その要因はどうか。</p>
サイバー犯罪対策課長	<p>企業への不正アクセスではなく、個人のSNS等への不正アクセスが多くなっており、件数が伸びている一因と考えている。</p>
吉村委員	<p>サプライチェーンの観点から、セキュリティが脆弱な地方から攻撃してくるというケースもあると聞いており、官民連携がこれまで以上に重要になってくるが、サイバー犯罪の被害防止に向け、民間の関係機関とどのような連携をとっているか。</p>
サイバー犯罪対策課長	<p>県警察では、県内の通信事業者をはじめ、学術機関等をメンバーとする山形県インターネット防犯連絡協議会を設置し、会員相互の情報交換や、サイバー空間における脅威への対処に関する知識や技術を習得するための研修会を開催するなどの取組みを行っている。また、国民生活に大きく影響を及ぼす恐れのある医療機関における被害の未然防止等を図るため、本年7月には、山形県医師会のサイバーセキュリティ委員会のメンバーに当課も加わり、サイバーセキュリティに関する情報共有を図っており、今後は医療従事者を対象とした研修会も開催する予定である。その他、県内の大学生等をサイバーパトローラーに委嘱し、インターネット上の違法有害情報の発見、通報に協力してもらっている。また、情報通信技術に関し</p>

発 言 者	発 言 要 旨
吉村委員	<p>て優れた知見を有する大学教授を県警察のサイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーに委嘱し、職員の対処能力の向上にも努めている。</p>
サイバー犯罪対策課長	<p>令和4年度決算でサイバー犯罪対策費が約657万円と、やや少なく感じるが、内訳はどうか。</p>
サイバー犯罪対策課長	<p>令和4年度のサイバー犯罪対策費の執行額は総額657万3,280円であり、内訳は、パソコンの配備とインターネットの運用経費414万5,200円、犯罪捜査官養成研修費と旅費187万6,080円、解析用資機材等の整備運用費55万2,000円となっている。国との相互連携を前提として、所要の予算を計上している。</p>
吉村委員	<p>サイバー犯罪捜査官の養成や体制強化をしていくべきと考えるがどうか。</p>
サイバー犯罪対策課長	<p>サイバー空間を巡る脅威は極めて深刻な情勢が続いており、対処能力を強化していく必要があると認識している。サイバー犯罪捜査官の養成については、高度な専門的知識を有する民間企業に職員を派遣し、研修を受けさせている。今後は、受講人数を増やし、最新の技術を有する民間事業者や研究機関を新たな研修先として選定するなど、高度な解析技術等を持つサイバー犯罪捜査官の養成に努めていく。また、警察署の支援体制を厚くするなど、計画的に体制の強化に努めていく。</p>
榎津委員	<p>新型コロナが令和5年5月で感染法上の5類に移行したが、新型コロナによる県内の学校の臨時休校や学級閉鎖の状況はどうか。</p>
保健・食育主幹	<p>新型コロナによる令和3年度の臨時休校は258校で、学級・学年閉鎖は246件、4年度は、臨時休校が70校、学級・学年閉鎖は1,354件、5年度10月末では、臨時休校が5校、学級・学年閉鎖は189件である。5年度は全て5類への移行後の発生であり、4月の臨時休校や学級・学年閉鎖はなかった。</p>
榎津委員	<p>タブレットが1人1台配付され、授業の様子をオンラインで見れるようになったが、録画されたものを視聴できないと聞いている。休校等による学習の遅れが懸念されるが、学校側の対応はどうか。</p>
義務教育課長	<p>文部科学省からの通知や参考資料をもとに、臨時休業等があった場合、それぞれの学校で工夫しながら学びを保障している。1人1台タブレットを活用しながらオンラインで授業を視聴する取組みは広がっており、授業を録画して配信する学校も一部あったが、授業の録画については、録画のデータの管理という観点から、教員にとっては大きな負担であったことから、実際は学校に復帰した後に、休み時間や放課後等に欠席した授業の内容について個別に指導することが多い。</p>
榎津委員	<p>歩行者が横断歩道を渡る際、自動車は停止することが義務となっているが、歩行者も渡る意思表示をするように指導すべきと考えるがどうか。</p>
参事官（兼）交	<p>県警察では、横断歩行者が、手を挙げるなどして渡る意思表示をし、渡</p>

発 言 者	発 言 要 旨
通企画課長	<p>ったらドライバーに対してありがとうという感謝の気持ちを込めてお辞儀をする交通安全ありがとう運動を展開している。交通安全意識を高めるという意味で、大事な取組みと考えているので、今後とも継続して取り組んでいく。</p>
保健・食育主幹	<p>県内の各学校に何らかの形で周知していく方法を考えていきたい。</p>
楳津委員	<p>横断歩道や信号機を設置してほしいなどの要望を受けるが、警察で受けている要望の件数かどうか。また、そのうち実際に設置された件数かどうか。</p>
交通規制課長	<p>警察には、横断歩道や信号機の設置について、自治体や住民等から様々な方法により多数寄せられており、その総数については把握していない。交通規制課において設置の必要性を検討した件数については令和元年から5年10月末までの件数は、横断歩道の新設要望は36か所で、そのうち実際に横断歩道が設置されたのは11か所である。また、信号機の設置の要望数は、令和元年度から5年10月末までで110か所で、そのうち実際に設置されたものが17か所である。</p>
楳津委員	<p>要望があるのに予算上の理由から設置が難しいのであれば、道路管理者と連携を図り、ドライバーに対する注意喚起をしていくべきと考えるがどうか。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>道路管理者とは普段から随時連絡を取り合っており、引き続き連携しながら交通安全対策を進めていきたい。</p>